

合理的配慮の提供を支援する助成制度について

明石市では、障害のある人もない人もともに安心して暮らせる共生のまちづくりを推進していくために、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成しています。

1 制度を利用できる団体

- ① 事業者など民間の事業者
- ② 自治会など地域の団体
- ③ サークルなどの民間団体



2 助成の対象になるもの

合理的配慮が簡単に提供できるようにするためのもので、以下にあたるもの

コミュニケーションツールの作成

点字メニュー
チラシの音訳
コミュニケーションボードなど



上限額 → 5万円

物品の購入

折りたたみ式スロープ
筆談ボードなど



上限額 → 10万円

工事の施工

簡易スロープや手すりなどの
工事の施工に
かかる費用



上限額 → 20万円

3 助成制度利用の流れ

1 相談・申請

事業者や団体が実施したい内容を市に相談の上申請する。



2 利用決定・通知

市が申請内容や添付書類を確認の上、決定して通知する。



3 購入・工事施工

事業者や団体が必要な物品の購入や工事の施工を実施する。



4 完了報告

事業者や団体は購入や工事が完了したら、市に報告する。



5 交付額の決定

市が実施した内容を確認し、交付額を決定して通知する。



6 助成金の請求交付

事業者や団体は市に助成金の請求をして、交付を受ける。



お問い合わせ

明石市福祉総務課障害者施策担当 電話078-918-5142 ファックス 078-918-5048